

	商業動態統計調査		家計調査(二人以上の世帯)	
	小売業販売額 単位:10億円	構成比 (%)	年間消費 支出金額(財) 単位:円	構成比 (%)
計	138,897	100.0	1,804,039	100.0
うち燃料小売業	14,014	10.1	122,812	6.8

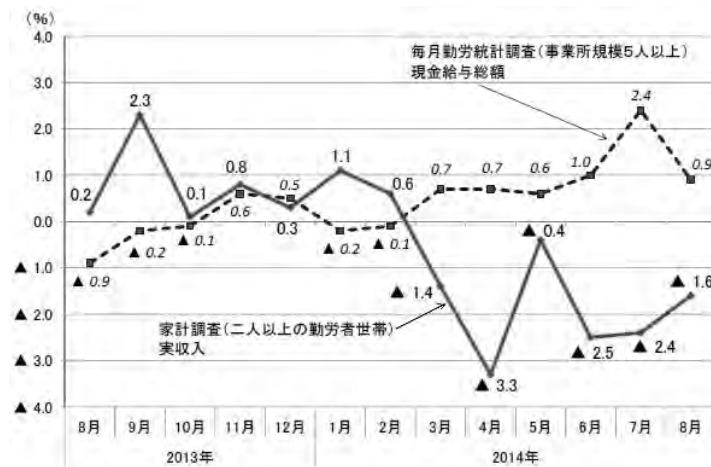
「ガソリン」、「プロパンガス」、灯油などの「他の光熱」の合計

賃金統計との比較のポイント

(1) 集計単位の違い ~家計調査は1世帯当たり、毎月勤労統計調査は労働者1人当たり~

家計調査の二人以上の勤労者世帯における「実収入」と毎月勤労統計調査(厚生労働省所管)の事業所規模5人以上における「現金給与総額」の名目増減率を単純に比較すると、今年の3月以降、両統計の動きが異なっています。(図2-1)

図2-1 家計調査結果と毎月勤労統計調査結果の比較(その1)
(対前年同月名目増減率)



しかし、両統計における概念や集計単位は異なっています。

家計調査では、世帯の収入に関する事項について、二人以上の勤労者世帯及び無職世帯を対象に「実収入」を調査し、毎月公表しています。この実収入は、世帯主の配偶者や子供を含む全ての世帯員収入を合算した1世帯当たりの平均収入を表すものであり、勤め先収入のほか、事業・内職収入、公的年金給付等も含まれる広い概念の指標です。

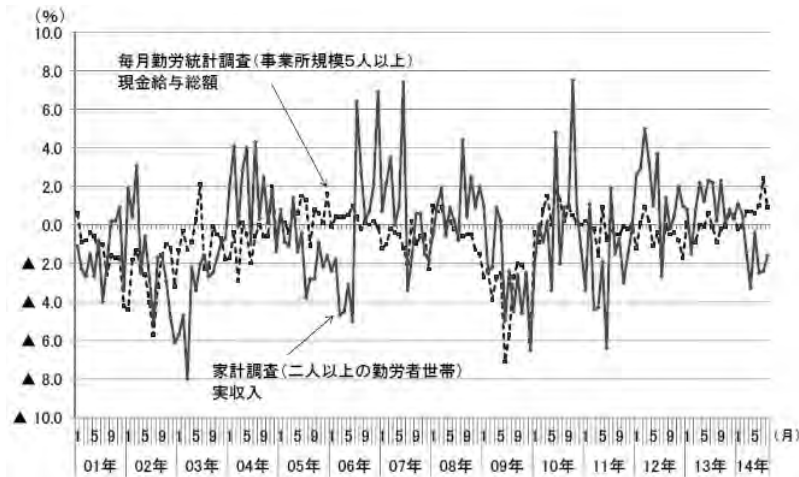
一方、毎月勤労統計調査は、常用労働者※3を5人以上雇用する事業所の賃金、労働時間及び雇用の変動を把握することを目的としています。この調査では、各事業所の賃金の総支払額及び労働者数を調べ、その結果から労働者1人当たりの平均賃金を集計し、毎月公表しています。

このように家計調査の「1世帯当たりの実収入」と毎月勤労統計調査の「労働者1人当たりの賃金」では概念が異なっています。したがって、両統計の長期時系列結果を比較して見ると、今回だけでなく、過去においても動きが異なっており、単純に比較することは適切でないことが分かります。(図2-2)

なお、家計調査では実際に記帳されてくる家計簿を基に集計していますので、例えば、月末支給の世帯主の給料などが曜日等の関係で翌月初めに家計簿に記載される場合があると月次の動きが大きくなります。

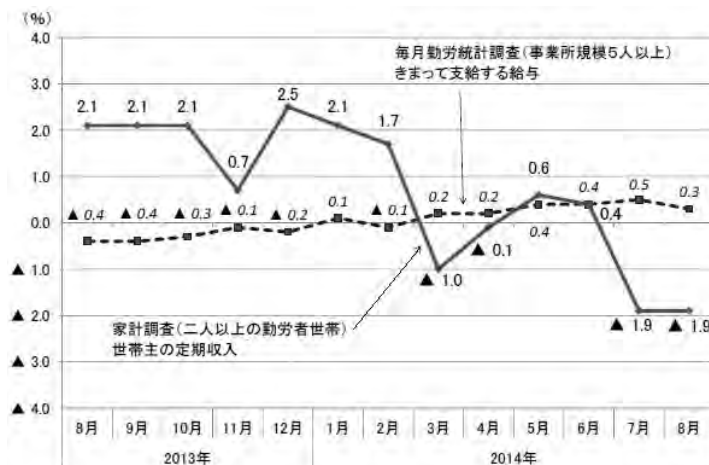
※3 常用労働者の定義は、(1)期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者、(2)日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち調査期間の前2か月にそれぞれ18日以上雇い入れられた者のいずれかに該当する者。これにより、短期のアルバイトの場合などは常用労働者には含まれない。

図2-2 家計調査結果と毎月勤労統計調査結果の比較(その2)
(対前年同月名目増減率)



二人以上の勤労者世帯の実収入の内訳を見ると、その約8割は「世帯主の勤め先収入」（給料）となっています。「世帯主の勤め先収入」には「定期収入」のほか、「臨時収入」と「賞与」が含まれていますが、このうち「定期収入」をそれに対応する毎月勤労統計調査の「きまって支給する給与」と比較してみると、2014年3月以降、前年同月に比べて低くなる傾向は見られますが、5月、6月は前年同月比がプラスとなっています。（図2-3）

図2-3 家計調査結果と毎月勤労統計調査結果の比較(その3)
(対前年同月名目増減率)



(2) 調査対象のカバレッジの違い ～勤労者世帯の世帯主は雇用者全体の4割弱～

二人以上の世帯の世帯主(以下「世帯主」という。)のうち雇用されている者※4の割合は、労働力調査の2013年平均では1930万人と、役員を除く雇用者全体(5210万人)の37%となっています。

一方、毎月勤労統計調査も全ての雇用者が対象ではなく、常時5人以上を雇用する事業所の役員を含む常用労働者※5が調査対象であり、2013年平均では4613万人※6と、役員を含む雇用者全体(5553万人※7)の83.1%です。(参考1)

※4 家計調査における勤労者(雇用者)には、企業や法人の役員を含まない。企業や法人の役員は、勤労者以外のうち法人経営者に分類されている。

※5 事業主又は法人の代表者は除かれるが、これらの者以外の役員は含まれている。

※6 事業所側から労働者数を調べた場合、同一の者が複数の事業所で働いていると、それぞれで調査、カウントされる場合があるので、世帯側から調査した結果と単純に比較する際は注意を要する。

※7 労働力調査による2013年平均の雇用者数(役員を含む)

参考1 家計調査と毎月勤労統計調査のカバレッジの違い